

鳥取県行政組織規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、市場開拓局の設置、内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局及び課等の整備を行うとともに、廃止される県税事務所等地方機関を見直し、併せて附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

- (ア) 商工労働部及び農林水産部の下に市場開拓局を設置する。
- (イ) 次に掲げる課等を新設する。
 - a 企画部青少年・文教課
 - b 文化観光局地域資源振興室
 - c 福祉保健部医療指導課
 - d 商工労働部及び農林水産部市場開拓局市場開拓室
 - e 商工労働部及び農林水産部市場開拓局地産地消推進室
- (ウ) 次に掲げる課等を再編する。
 - a 総務部庶務集中局指導管理室を総務部庶務集中局指導管理課に改める。
 - b 総務部庶務集中局集中化推進室を総務部庶務集中局集中業務課に改める。
 - c 福祉保健部医務薬事課を福祉保健部医療政策課に改める。
 - d 福祉保健部健康対策課を福祉保健部健康政策課に改める。
 - e 生活環境部食の安全・くらしの安心推進課を生活環境部くらしの安心推進課に改める。
 - f 県土整備部管理課を県土整備部県土総務課に改める。
 - g 県土整備部企画防災課を県土整備部技術企画課に改める。
- (エ) 次に掲げる課等を廃止する。
 - a 総務部教育・学術振興課
 - b 総務部庶務集中局物品調達室
 - c 企画部協働推進課
 - d 商工労働部産業技術センター
 - e 商工労働部及び農林水産部市場開拓監
 - f 県土整備部市瀬地区生活安定推進室

イ 附属機関に関する事項

- (ア) 鳥取県情報公開審議会の担任する事務を改める。
- (イ) 鳥取県個人情報保護審議会の担任する事務を改める。
- (ウ) 鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関を青少年・文教課（現行 協働推進課）に変更する。
- (エ) 鳥取県私立学校審議会のうち私立幼稚園に関する事務以外の庶務担当機関を青少年・文教課（現行 教育・学術振興課）に、私立幼稚園に関する事務の庶務担当機関を子ども家庭課（現行 教育・学術振興課）に変更する。
- (オ) 鳥取県社会福祉審議会の担任する事務を改める。
- (カ) 鳥取県障害者施策推進協議会の担任する事務を改める。
- (キ) 鳥取県医療審議会、鳥取県准看護師試験委員及び鳥取県麻薬中毒審査会の庶務担当機関を医療政策課（現行 医務薬事課）に変更する。
- (ク) 鳥取県国民健康保険審査会の庶務担当機関を医療指導課（現行 長寿社会課）に変更する。
- (ケ) 鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会の担

任する事務を改めるとともに、庶務担当機関を健康政策課（現行 健康対策課）に変更する。

(コ) 鳥取県生活衛生営業審議会、鳥取県クリーニング師試験委員、鳥取県調理師試験委員及び鳥取県ふぐ処理師試験委員の庶務担当機関をくらしの安心推進課（現行 食の安全・くらしの安心推進課）に変更する。

(サ) 鳥取県景観審議会の担任する事務についての根拠規定を改める。

(シ) 鳥取県建築審査会の担任する事務を改める。

(ス) 鳥取県建設工事紛争審査会、鳥取県建設工事等入札・契約審議会及び鳥取県土地収用事業認定審議会の庶務担当機関を県土総務課（現行 管理課）に変更する。

(セ) 次に掲げる附属機関を廃止する。

- a 鳥取県観光総合審議会
- b 鳥取県鳥取保健所結核診査協議会
- c 鳥取県倉吉保健所結核診査協議会
- d 鳥取県米子・日野保健所結核診査協議会
- e 鳥取県宅地建物取引業審議会
- f 鳥取県中小企業振興対策審議会
- g 鳥取県農村地域工業等導入促進審議会
- h 鳥取県職業能力開発審議会
- i 鳥取県水産業振興審議会

ウ 地方機関に関する事項

(ア) 東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所を部局等に属さない地方機関（現行 総務部に属する地方機関）に変更する。

(イ) 東部総合事務所農林局気高農業改良普及所を廃止する。

(ウ) 東部総合事務所県土整備局山陰道推進室を新設する。

(エ) 八頭総合事務所農林局地域整備課を廃止する。

(オ) 大阪事務所の農産流通課を物産流通課に改める。

(カ) 東部県税事務所、中部県税事務所、西部県税事務所及び西部県税事務所日野支所を廃止する。

(キ) 倉吉児童相談所の総務課を廃止する。

(ク) 姫路鳥取線用地事務所を廃止する。

エ その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(2) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。